

令和4年11月22日
宮城県公報第357号別冊

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求のあった日
令和4年9月21日

第2 請求人
(省略)

第3 措置請求の内容
できる限り措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の趣旨

宮城県知事村井嘉浩氏が2022年9月27日に行われる故安倍晋三氏の「国葬」に公務として出席する予定であること。

そもそもその「国葬」は内閣において決めたものの明確な法的根拠がないため、違法あるいは違憲とも評されている。

その法的根拠の不明確な儀式に出席するために公費を使うことになれば、法治を二重に踏みにじり本県即ち県民には財務上の数値を上回る損害を与えるものである。

さらに、その国葬に対して多くの国民がこれを容認しない状況があり、本県県民だけがこの「国葬」を容認している証左はなく、「宮城県民を代表して」出席することにはならないことから公費出席の根拠は失われる。つまり、その出席は公費によるべきではないことになる。

よって本県知事の「国葬」出席に公費支出をしないこと、と併せて本県知事は地方自治法第1条の2「住民の福祉の増進を図ること」に注力することを求める。

2 添付資料

資料1-1, 1-2 宮城県知事記者会見(令和4年9月12日)の内容を印刷したもの

資料2-1 東京新聞(令和4年9月15日)の記事を印刷したもの

資料2-2 朝日新聞(令和4年9月8日)の記事の写し

資料3-1, 3-2 紀尾井町戦略研究所の安倍元首相の国葬(国葬儀)に関する意識調査(令和4年9月14日)の内容を印刷したもの

第4 請求の受理

本件監査請求は、地方自治法第242条第1項及び第2項で定める所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第5 監査の実施

1 監査の対象事項

監査の対象事項は、故安倍晋三国葬儀への宮城県知事の出席に係る公金の支出とした。

2 監査対象箇所

総務部秘書課を監査対象箇所とした。

3 請求人からの証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき令和4年10月12日に実施した請求人による陳述におい

て、証拠の提出があり、措置請求書を補足する陳述が行われた。その概要は次のとおりである。

(1) 請求人から提出された証拠

新資2-1-1 復興特別所得税の源泉徴収のあらましを印刷したもの

新資2-1-2 朝日税理士法人だよりを印刷したもの

新資2-2, 2-3 衆議院質問本文情報〔国会議員の歳費削減の終了に係る政府の見解に関する質問主意書平成26年5月20日提出 質問第166号(提出者 林 宙紀)]を印刷したもの

新資2-4, 2-5 衆議院議員林宙紀君提出国会議員の歳費削減の終了に係る政府の見解に関する質問に対する答弁書を印刷したもの

新資2-6 河北新報(令和2年5月18日)の記事を印刷したもの

新資2-7, 2-8 東日本大震災に対する仙台市議会の取り組み(議員報酬等の一部を減額することを決定しました:平成23年4月22日)を印刷したもの

新資2-8 政治山 議員報酬ランキング(都道府県)を印刷したもの

新資2-9 都道府県・市区町村ランキングサイト-日本☆地域番付(宮城県の議員報酬例規ランキング:平成27年8月取材)を印刷したもの

新資2-10 仙台市の特別職の報酬等の状況(平成29年4月1日現在)を印刷したもの

新資2-1-11, 2-1-12 AERA dot. (全国首長の退職金ランキング:令和3年4月24日)を印刷したもの

新資2-1-13 日本経済新聞(平成25年2月9日)の記事の写し

新資4-1 地方自治法第1条から第5条の写し

新資5-1~5-5 日本国憲法の目次, 前文, 第80条~第86条, 第11条~第24条を印刷したもの

新資6-1, 6-2 河北新報(令和4年9月28日)の記事の写し

新資7 朝日新聞(令和4年9月22日)の記事の写し

新資8, 8-2 朝日新聞(令和4年9月27日)の記事の写し

新資9-1~9-1-5 ヤフーニュース(「国葬」は露骨で危険な安倍崇拜の儀式だった:令和4年9月29日)配信記事を印刷したもの

新資10-1, 10-2 ヤフーニュース(実施後も国葬反対派が多数!二階氏の「日本人ならよかったと思うはず」発言が大ハズレ:令和4年10月4日)配信記事を印刷したもの

新資11 週刊金曜日(2022.10.7 1395号)の写し

(2) 請求人による陳述の概要

イ 「国葬」について

国葬について定めた大日本帝国憲法下の天皇主権による勅令としての「国葬令」は、日本国憲法の施行に伴い、その効力を失ったものである。

その国葬令とは、天皇の命令による法律の一種であって天皇主権を端的に表しており、天皇は自ら法律も作り国民を従わせることができる法制度下にあったことから、それが失効したことは当然のことである。

即ち、日本国憲法下にあっては、想定されないそぐわない儀式であると理解される。

政府は、今回の国葬について、「国葬儀」と理解しにくい表現をしているが、公費により一個人を葬ることに変わりはない。

また、政府は、今回の国葬を行う理由について、いくつか挙げているが、いずれも理解できるものではない。

目先の理由以前に、歴史的な事実経過を踏まえ国葬が日本国憲法下において公的行事として行うことが、民主・法治の点で相応しいか大変大きな疑問が残る。

さらに、政府が国葬の実施を決定するに当たっては、内閣法制局が法的根拠はなしとする見解であったものを無視して、現行法令条文を無理に当てはめ、その根拠としたものである。

これを決定した内閣総理大臣は、「国葬はその時々状況に応じて総合的に政府が判断するもの」としており、歴史からの学びも法治の認識も全く認められず、有権者の代表としての国会議員の資格に大きな疑問がある。

ロ 「国葬」への公費出席について

(イ) 東日本大震災からの復興に多大なる尽力

有権者から選挙で選ばれ、血税である公費から報酬等を得て職責にある国会議員や国務大臣は、東日本大震災からの復興に尽力するのは当然のことであり、多大なる尽力をしているのは納税者であることは明らかである。

国会議員については、報酬の一部を返納しているが、わずか2年間で12.88%に過ぎず、宮城県知事及び宮城県議会議員については、不明である。

また、宮城県職員については、2012年4月1日現在のラスパイレズ指数が110.6となっているが、宮城県知事は、政府からの給与の引下げ要請に最後まで反対すると言っている。

(ロ) 宮城県民の代表として

報道機関の調査において、国葬に賛意がないことが明らかな中、宮城県民の意思としての宮城県知事の国葬への参列であるという根拠は全くない。

ハ まとめ

宮城県知事は、県民の意向を顧みず、地方自治法第2条第16項に規定する法令遵守の確認を怠っている。

甚大なる国内外の人々の犠牲と被害を礎とした日本国憲法及び関係法令について、歴史的認識がなさすぎると言わざるを得ず、民主・法治及び地方自治の今後に極めて大きな懸念を持たざるを得ない。

第6 監査の結果

総務部秘書課職員から聴き取り及び関係書類の調査を行い、次の事項を確認した。

1 令和4年9月21日付け宮城県職員措置請求書に対する反論

- (1) <主張①>宮城県知事村井嘉浩氏が2022年9月27日に行われる故安倍晋三氏の「国葬」に公務として出席する予定であること。

<回答①>認める。

イ 令和4年9月9日、宮城県知事宛てに本件国葬への案内文書が全国知事会を通じて宮城県東京事務所へ送付された。

総務部秘書課から知事へ出欠の意向を確認し、同月12日、知事が出席する旨を企画部企画総務課を通じて全国知事会にメールにより回答した。

ロ 令和4年9月21日に令和4年9月26日から同月27日までの1泊2日の行程で、知事及び随行

員の旅行命令を行い、本件国葬に知事が出席した。

- (2) <主張②>そもそもその「国葬」は内閣において決めたものの明確な法的根拠がないため違法あるいは違憲とも評されている。

<回答②>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条による住民監査請求の対象となるのは、普通地方公共団体の職員等が行う違法又は不当な財務会計上の行為及び一定の怠る事実であるため、これに先行する原因行為である本件国葬は本県の財務会計上の行為ではないため、本件国葬の違法性等については住民監査請求の対象とはならないと考える。

- (3) <主張③>その法的根拠の不明確な儀式に出席するために公費を使うことになれば、法治を二重に踏みじり本県即ち県民には財務上の数値を上回る損害を与えるものである。

<回答③>法第1条の2第1項によれば、地方公共団体の役割として「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」こととされ、同条第2項においては「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本」とすることが規定されている。

その上で、法第2条第2項では普通地方公共団体の事務を、「地域における事務」及び「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされているもの」としているが、「地域における事務」は普通地方公共団体の第一義的な事務であり、普通地方公共団体の事務のほとんどはこれに該当するものと解され、同項の規定は、まず、普通地方公共団体は「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにした上で、なお、必ずしも「地域における事務」に該当しないものであっても法律により処理することとされた場合や法律に基づく政令により処理することとされた場合には、当該事務を処理するものであることを一般的に示しているものであって、「地域における事務」には、法律や政令の根拠が必要であるものに限らず、儀礼的なものも含まれると考えられる。

本件国葬は、令和4年7月22日に閣議決定された政府が実施する国の儀式であり、参列者として地方公共団体の代表が対象となっている。

本件国葬への出席については各地方公共団体の判断に委ねられるものであるが、これまで、本県においては、県政の推進に功績のあった方などが逝去された際、故人の葬儀への対応については、社会通念上認められる儀礼として認識し、県を代表して知事が参列している。

本件国葬の法的根拠については、内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第3項第33号にあると説明されていることや本件国葬の趣旨と態様からすれば、知事の出席は、地域住民の代表として国の公式行事に参加するものであり、社会通念上相当と認められる儀礼の範囲として妥当な行為と考えられる。

したがって、知事が本件国葬への参列に関する公費を支出することに違法性はないと考える。

- (4) <主張④>さらに、その国葬に対して多くの国民がこれを容認しない状況があり、本県県民だけがこの「国葬」を容認している証左はないことから「宮城県民を代表して」出席することにはならないことから公費出席の根拠が失われる。

つまり、その出席は公費によるべきではないことになる。

<回答④>法第147条では、普通地方公共団体の長は、「当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する」とされており、知事は同条に基づく代表として、本件国葬に参列することになる。

本件国葬への参列は地方公共団体の事務に属するものであり、知事の裁量の範囲と考えられる。

したがって、知事が本件国葬への参列に関する公費を支出することは妥当であるとする。

2 令和4年10月12日に実施された証拠の提出及び陳述に対する反論

(1) <主張①>国葬について定めた「国葬令」は、日本国憲法施行に伴い効力を失っていること、即ち日本国憲法下にあっては想定されないそぐわない儀式と理解される。

政府が国葬を行う理由についてはいずれも理解できるものではなく、公的行事として行うことが民主・法治の点において相応しいか疑問が残るとともに、過去の政府機関の見解を無視し、現行法令条文を無理に当てはめ、その根拠としている。

<回答①>上記1の(2)の<主張②>の反論と同様の理由により、本件国葬が不当であるかどうかについては住民監査請求の対象とはならないとする。

(2) <主張②>国葬への出席の理由として、故安倍晋三が東日本大震災からの復興に多大なる尽力があったとしているが、有権者から選挙され公費血税から少なからざる報酬等を得て職責にある議員、まして国務大臣なる役職にあるものは尽力して当然のことである。

多大なる尽力をしているのは納税者であって、その県民の意向を顧みない知事の行為は、行政責任者として地方自治法に掲げる規定を遵守していない。

<回答②>上記1の(4)の<主張④>の反論でも述べているとおり、本件国葬への出席は知事の裁量の範囲と考えている。

(3) <主張③>国葬への出席は、知事個人の政治信条を満たすだけのものであり、議員を含めた特権階級の仲間意識からの行為であり、県民の意向を無視した誤った判断、権力の濫用といえる。

<回答③>上記1の(4)の<主張④>の反論でも述べているとおり、本件国葬への出席は知事の裁量の範囲と考えている。

3 事実関係の確認

(1) 故安倍晋三国葬儀について

故安倍晋三国葬儀（以下「本件国葬儀」という。）の実施については、令和4年7月22日に閣議決定され、国の儀式として9月27日に日本武道館で執り行われた。

また、本件国葬儀に必要な経費については令和4年度一般会計予備費を使用すること、葬儀委員長を内閣総理大臣とすることが決定された。

(2) 本件国葬儀への知事の出欠等について

令和4年8月23日、全国知事会から本件国葬儀への知事の出欠の確認依頼があり、内閣総理大臣から宮城県知事（以下「知事」という。）への案内状が届いた9月9日に、知事の出欠について、9月14日までにメールで回答するよう照会があった。

なお、知事の出欠については、総務部秘書課から企画部企画総務課へ出席する旨連絡があり、9月13日に企画部企画総務課から出席する旨を全国知事会へ回答した。

(3) 知事及び随行員の本件国葬儀への出席に係る公金の支出について

知事の旅行については、令和4年9月26日から9月27日までの1泊2日の日程であり、9月21日付けで旅行命令権者である知事の決裁を受けている。

知事の旅費については、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和26年3月28日宮城県条例第1号。以下「特別職条例」という。）に基づき算定された交通費及び宿泊料が支給されている。

また、随行員1名の旅行についても、令和4年9月26日から9月27日までの1泊2日の日程であり、9月21日付けで旅行命令権者である総務部秘書課総括課長補佐の決裁を受けている。

随行員の旅費については、職員等の旅費に関する条例（昭和32年10月10日宮城県条例第30号。以下「職員条例」という。）に基づき算定された交通費及び宿泊料が支給されている。

知事及び随行員の旅費（以下「本件旅費」という。）の支出については、いずれも10月12日付けで支出命令が行われ、10月14日に旅費出納員の審査を経て、10月21日に支払が行われている。

なお、本件国葬儀に関連して、本件旅費以外の公金の支出はなかった。

第7 判断

1 本件国葬儀について

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長や職員等による違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計行為があると認めるとき、又は財務会計行為において違法若しくは不当に公金の賦課等を怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる、と規定しており、住民監査請求の対象は、宮城県（以下「県」という。）の財務会計行為又はその怠る事実に限られる。

請求人は、本件国葬儀は法的根拠を欠き成立自体に疑義があるもので違法であり、当該本件国葬儀に出席するために公費を支出することは法治を二重に踏みこむものであるとしているが、本件国葬儀は、令和4年7月22日に閣議決定された政府が実施する国の儀式であり、その執行に係る経費については国においてこれを負担することから、県の財務会計行為には該当せず、本件国葬儀の違法性は住民監査請求の対象とはならないものである。

2 本件国葬儀への知事の出席に係る公金支出について

イ 本件国葬儀は、内閣府設置法第4条第3項第33号に基づき令和4年7月22日に閣議決定された国の公的な儀式であり、同年9月9日、本件国葬儀の委員長である内閣総理大臣から知事宛てに本件国葬儀への出席について公式に案内文書が送付されたものである。

ロ 法第2条第2項では、普通地方公共団体の事務を、「地域における事務」及び「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされているもの」としているが、この趣旨は、普通地方公共団体が、まず「地域における事務」を包括的に処理する権能があることを明らかにした上で、なお、必ずしも「地域における事務」に該当しないものであっても法律により処理することとされた場合や法律に基づく政令により処理することとされた場合には、当該事務を処理するものであることを一般的に示しているものと解されている。

さらに、普通地方公共団体の役割（法第1条の2第1項）を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されるものと解されており（最高裁第二小法廷平成18年12月1日判決）、「地域における事務」には、法律や政令の根拠が必要であるもの

に限らず、儀礼的なものも含まれると考えられる。

ハ 本件国葬儀への出席については知事の判断に委ねられたものであるが、監査対象箇所からの聴き取りによれば、これまで県においては、県政の推進に功績のあった方などが逝去された際、故人への葬儀の対応については社会通念上認められる儀式として認識し、県を代表して知事が出席している。

ニ 請求人は、本件国葬儀の実施について多くの国民が容認していない状況にあり、宮城県民だけが国葬儀を容認している証左はなく、知事が「県民を代表して」出席することにならないことから公費による出席の根拠が失われる旨を主張しているが、法第147条は「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する。」と規定しており、知事は、本件国葬儀に限らず、県を代表して各般の行為を行い得るものである。

そして、本件国葬儀への知事の出席は、地域住民の代表として国の公式行事に出席するものであり、社会通念上相当と認められる儀礼上の範囲内の行為と認められることから、知事が本件国葬儀に出席するための公金を支出することに違法性は認められない。

3 旅費支出に係る財務会計行為について

次に、法第242条第1項に定める「公金の支出」に係る手続きの違法又は不当について検討する。

知事の旅費については、特別職条例第11条に定められており、旅費の種類、額及び支給については特別職条例によるもののほか、職員の例によるものとされている。また、随行員の旅費については職員条例に基づき支給される。

本件旅費の支出については、内閣総理大臣からの出席案内、「旅行命令（依頼）票」、「支出負担行為兼旅費支出命令決議書」等の支出関係書類及び「出張報告書」等の財務会計関係書類により監査を実施した結果、出席理由、目的、行程、手段等について、合理的根拠に基づき判断がなされており、知事及び随行員について、特別職条例及び職員条例の規定どおり適正に執行されているものと認められる。

4 結論

以上を総合的に判断すれば、本件国葬儀への知事の出席に係る本件旅費の支出に違法又は不当は認められず、請求人の主張には理由がないことから、これを棄却する。